

サービス付き高齢者向け住宅新規登録・更新登録手数料

住宅の戸数	新規登録手数料	更新登録手数料
10戸以内	25,000円	25,000円
10戸を超え20戸以内	29,000円	29,000円
20戸を超え30戸以内	33,000円	33,000円
30戸を超え40戸以内	37,000円	37,000円
40戸を超え50戸以内	41,000円	41,000円
50戸を超え70戸以内	49,000円	49,000円
70戸を超え100戸以内	61,000円	61,000円
100戸を超える	74,000円	74,000円

○ 注意点

- ※登録については、法第5条第2項の規定により、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととなります。
- ※登録の効力を失った後も同様に事業を続けた場合、法第14条の名称の使用制限の規定に抵触するおそれがあります。
- ※法第23条の老人福祉法の特例の規定が適用されなくなることから、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームに該当するものについては、同項に基づく届出が必要となります。
- ※登録を要件とする国の補助金の交付を受けて整備したサービス付き高齢者向け住宅やその併設施設については、補助金の返還事由に該当することとなります。